

八王子市立秋葉台小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉 いじめ防止対策推進法 (H25)
- いじめ防止等のための基本的な方針 (H29 改定)
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29)
- 不登校重大事態に係る調査の指針 (H28)
- 〈都〉 東京都いじめ防止対策推進条例 (H26)
- 東京都いじめ防止対策推進基本方針 (H26)
- 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
- 〈市〉 いじめを許さないまち八王子条例 (H29)
- 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.2月改定)

八王子市立秋葉台小学校いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し定期的に確認する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。
- いじめの未然防止
日常的な学校での教育活動の中で、児童の自己有用感を高めることで健全な人間関係を築く。

八王子市共通「いじめを許さないまち八王子条例」に基づく学校対応

- ①週一時間、全教員にて「いじめ対策会議」をBRC中心に実施し、そこで気になる児童についての報告をうけ、全校で共有をし、対策を決定する。
- ②必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師として研修会を実施、いじめの芽を摘み取っていく。
- ③早期対応が必要であると思われる案件については、その対策と推移を行うために、管理職・主幹教諭・BRC・養護教諭・該当児童の所属学年及び担任・他で精査し、解決するまで保護者と連携しながら進める。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日毎週月曜日 14時45分から
- 構成員校長、副校長、全教諭、養護教諭、SC
- ※いじめ対策主任が委員会のコーディネーターを務めます
- 役割いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

いじめ対応の流れ

- ア、いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- イ、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ、傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- エ、学校内だけでなく、関係諸機関と連携をして解決にあたる。

いじめの防止等に関する教員研修

- | | |
|-------|-------------------------|
| 4月3日 | ① 「学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る」 |
| | ② 「いじめへの組織的な対応について」 |
| 4月15日 | 「重大事態の理解と対応について」 |
| | 「児童の自己有用感を高める」 |

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

アいさつ運動等、心の触れ合いを図る児童会活動を推進する。
イ道徳の時間を充実させ、自己肯定感を育て、心と心の連携を図る。
ウセーフティ教室や学級活動の時間を活用して、携帯電話やインターネットの危険、特にSNSの使用やモラルについて指導する。

SOSの出し方に関する授業

コンセプト
「身边にいる信頼できる大人に相談しよう」
・「SOSの出し方に関する教育」の授業を、道徳（命の尊さ）、学級活動（心身ともに安全な生活態度）、保健体育（保健分野）等の学習と関連させ、各学年において年間1時間以上実施する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ①全校朝会で校長より命の大切さをテーマにした講話を行う。
- ②道徳授業地区公開講座「命の大切さ」をテーマに授業公開を行う。
- ③道徳授業公開後に、講演会を設定し、その後意見交換会を開催する。

児童の自己肯定感を高める取組

ア一人一人が活躍できる学習活動の工夫を図る。
イ人との関わり方を身に付けるための活動を推進する。
ウ人とつながる喜びを味わう体験活動を学習活動に多く取り入れる。
エ世の中にはいろいろな考え方をもっている人がいることを理解させる。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校のいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。